

4回目の接種を60歳以上の人などを対象に開始

市は、4回目の新型コロナウイルスのワクチン接種を行います。医療従事者と施設入所者以外の60歳以上の人と基礎疾患のある人の接種を、7月から開始。また、12歳以上の人が3回目の接種を受ける場合、前回接種との間隔を5か月に早めます。今月号では、4回目の接種の対象者や接種券の発送などについてお知らせします。問い合わせは、高崎市コロナワクチン問合せ電話（☎395・7300）へ。



個別接種は市内の病院や診療所で実施



集団接種は市内8か所で行います

市は、国の方針に基づき、4回目の新型コロナウイルスのワクチン接種を行います。まずは、60歳以上の医療従事者と施設入所者の接種を開始。7月からは、それ以外の60歳以上の人と、基礎疾患のある18～59歳の人の接種を始めます。

4回目は前回の接種から5か月経過すれば接種可能

4回目の接種の対象は、接種当日に60歳以上の人か、基礎疾患のある18～59歳の人です。3回目の接種日から5か月経過していれば、接種を受けられます。

60歳以上の人は、接種を希望する人は、接種券を希望する場合は、接種券の事前申請が必要です。申請は、市ホームページとファクス、郵送で受け付け。詳しくは、左ページを参照してください。

3回目の接種までの間隔も5か月に短縮

3回目の接種を受けられる

券に同封のお知らせに記載の要領から会場を選んで、予約してください。接種券は、3回目の接種日の4か月後を目安に発送。6月までに3回目の接種日から5か月経過する人には、5月下旬に発送しました。

4回目の接種も個別・集団接種で実施

4回目の接種も、個別接種と集団接種で行います。個別接種は、市内約200か所の病院や診療所などで実施。集団接種は、市役所など市内8か所で行われます。

最新情報は市ホームページから確認できます



接種の予約は電話かインターネットで

市が行う接種の予約は、電話かインターネットで行ってください。予約するときに、使用するワクチンの種類をよく確認してください。

手話通訳が必要な人や障害のある人は、障害者支援SOSセンター・ばるーん（市総合保健センター2階。火～日曜日 ☎325-0111）で、ワクチン接種に関する相談ができます。ファクス（☎325-0112）などでも受け付けます。

電話

ワクチン接種の予約電話へ

☎ **0120-08-5670**

月～金曜日、午前9時～午後6時

インターネット

専用ホームページ（右記）へ



ページから申請書をダウンロードして記入し、ファクス（☎381-6125）で送るか、〒370-0829 高松町5-28 市総合保健センター 新型コロナウイルスワクチン接種対策室「基礎疾患」係へ郵送してください

申請専用ホームページ▶



申請書のダウンロード▶



発熱など感染の心配がある人は

まずはかかりつけ医へ相談を

喉の痛みやせき、発熱など気になる症状がある人は、かかりつけ医に相談してください。

かかりつけ医のない人 どこを受診したら良いかわからない人

かかりつけ医がない、どこを受診したら良いかわからない人は、近所の病院や診療所、下記の相談窓口にご相談ください。

- 市受診・相談センター（☎381-6112）
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
（開設時間以外は県受診・相談センターへ）
- 県受診・相談センター（☎0570-082-820）
24時間
- 発熱者外来予約専用電話（☎381-6000）
土・日曜日、祝日 午前9時30分～正午



市ホームページで、熱のある人などの診療・検査を行う医療機関の一覧が見られます▶

基礎疾患のある18～59歳で4回目の接種を希望する人は事前に接種券を申請してください

対象となる人…次のいずれかに当てはまる人です。診断書などは必要ありません。

- ①下記の基礎疾患があり、通院か入院をしている
- ②肥満度を表す指標・BMIが30以上
- ③新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いと医師に認められた

申請方法…専用ホームページかファクス・郵送で受け付けます。ファクス・郵送での申請は、市ホームページから申請書をダウンロードしてください

対象となる基礎疾患

- 慢性の呼吸器の病気
- 慢性の心臓病（高血圧を含む）
- 慢性の腎臓病
- 慢性の肝臓病（肝硬変など）
- インスリンや飲み薬で治療中か、他の病気を併発している糖尿病
- 血液の病気（鉄欠乏性貧血を除く）
- 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
- ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている

- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害など）
- 染色体異常
- 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- 睡眠時無呼吸症候群
- 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を持っている、自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に当てはまる）か、知的障害（療育手帳を持っている）